

障害者虐待に係る市町村からの質疑事項等について

《質疑①》

障害者福祉施設従事者等による虐待に関する通報等の対応にあたり、事実確認については、障害福祉施設等の任意の協力の下に行われることになる。障害福祉施設等が協力を拒否した場合には、障害者総合支援法に規定する市町村長による調査権限に基づいて事実確認を行うことも想定されるが、実際に法に規定される調査権限に基づいて、事実確認をすべき事案かどうかの判断が難しい。

過去に市町村長による権限行使をした事例があれば、教えてほしい。

《本県からの意見等》

近年、本県に市町村長による権限行使をした事例の報告はありません。

市町村の任意協力の調査に応じない障害福祉施設等の姿勢は、悪質なケース等で都道府県等による事業所に対する迅速な権限発動が求められる場合もありますので、速やかに市町村から都道府県等に報告・相談をしてください。

《質疑②》

障害者福祉施設従事者等による虐待に関して、通報者や、事実確認を行った際の聞き取り調査の対象者が、虐待を受けていると思われる本人であった場合に、本人が通報後や聞き取り調査後の市町村の対応状況の経過や、障害福祉施設等への行政指導の結果の報告を求める可能性がある。

この場合、守秘義務のない通報者や聞き取り調査の対象者に対して、状況の報告を行うべきか。

《本県からの意見等》

通報者等の心情を考えると、通報後どうなったのか心配等の理由から、経過について問い合わせがあることも考えられます。その場合、通報等について感謝を伝えた上で、市町村には守秘義務があり、個人情報に属することについては通報者等に報告できないことを丁寧に伝え、理解を求めます。

仮に、養護者による障害者虐待等において、通報者に協力を求める場合であっても、通報者には守秘義務がありません。伝えることで、かえってトラブルになることもありますので通報者への報告は慎重にする必要があります。

[厚生労働省「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」p. 48]

《質疑③》

障害者福祉施設従事者等による虐待に関して、事実確認を行った際の聞き取り調査の対象者である施設の職員から、虐待の事実に関する具体的な言及があった場合に、当該職員が、後に障害福祉施設等の側から、不利益な取り扱いを受けるのではないかと心配することが想定される。調査の結果として、障害福祉施設等に対して虐待の事実を判断し、文書や口頭による行政指導を行うにあたって、当該職員から得た情報を根拠に、障害福祉施設等に伝える必要がある場合に、当該職員が不利益な取り扱いを受ける可能性がある。

障害福祉施設等が不利益な取り扱いをすることが禁止されていることは承知しているが、情報提供者の保護と虐待の事実を判断し、文書や口頭による事業所への指導のどちらを優先すればよいのか判断が難しい。

《本県からの意見等》

原則、虐待の事実を判断し、文書や口頭による障害福祉施設等への指導を行うことと、情報提供者の保護は、それぞれに必要なことであり、優先順位をつけるべきものではないと考えます。

仮に、虐待者と情報提供者しか知らない事実があり、虐待と判断することで、虐待者から情報提供者が特定され、不利益な取り扱いを受ける可能性がある場合、慎重な判断や対応が求められます。虐待者が虐待行為を否定・歪曲する可能性があるため、目撃証言や記録等から客観的な情報を集めて、虐待に当たるかどうかを判断することが必要です。情報提供者からの証言のみをもって虐待行為があつたと安易に判断するのではなく、客観的な情報となる記録等を集めることや虐待者に粘り強く詳細な事実や認識を確認していくことが重要と考えます。事実確認調査における聞き取り等は、犯罪捜査のために実施するものではなく、障害福祉施設等の適正な運営を確保し、更なる虐待の発生を防止していくことにつながっていくことを踏まえて対応いただきますようお願いします。

《質疑④》

被虐待者の意思疎通が不可能で、虐待者が行為を否定している場合、目撃者が一人しかいない時は、「虐待の判断がつかない」という結果もやむを得ないか。

《本県からの意見等》

虐待ではないと判断するということは、「通報等に関する虐待の事実がない」「(明確な根拠のもと) 虐待の定義に照らして虐待ではない」のいずれかであり、「(恣等の事実があるが) 特定できない」等は、虐待ではないと判断する根拠とはならず、判断できるまでの間は、「虐待があった可能性」を排除せず対応しなければならないとされています。

虐待の事実確認調査の段階で、虐待者が行為を否認した場合、刑法に基づく刑事責任の追及においては慎重に対応することが必要になるかもしれません、他の職員や複数の第三者の虐待行為の目撃証言、虐待を受けた被害者の訴え等があり、施設・事業所で虐待が起きたことが明らかな場合、行政が行う法的対応は法人や施設・事業所に対するものですので、加害者の認否に関わらず虐待を判断していくことが求められています。

これらの視点をもち、あらゆる手段を尽くしても、判断できる情報が得られない場合には、「虐待の判断がつかない」という結果もあり得るものと考えます。

※ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の場合、事実確認調査において、ケース記録、事故等報告書等の記載が不十分であれば、併せて、指導していく必要があります。

《情報共有①》

障害者同士や、高齢者と障害者の同居家族などで、社会的資源等を利用して生活を送られており、どちらも養護する立場とは判断が難しいケースにおいて、障害者虐待に該当するのか。

《本県からの意見等》

虐待通報を受理した際には、通報内容のみで判断はせずに、生活状況や実際の行為等の事実確認をする必要があります。その上で、養護する関係に明らかにない場合、法が定める養護者による障害者虐待には該当しない可能性があります。

しかし、自治体としては、不適切な行為があった以上、よりよい環境や関係となるよう支援をしていくことが求められます。

《情報共有②》

病院に入院中の障害者に対する対応について、家族が入院費用を支払わない、面会にも来ない状況があった場合、放棄・放置や経済的虐待の疑いがあると通報を受理したが、家族も生活が困窮している場合、虐待と判断すべきか否か。

また、このような状況が続くと医療機関の協力を得ることも難しくなる場合があるが、どのように対応するのがよいか。

《本県からの意見等》

障害者が年金等を受給しているにもかかわらず、そのお金を家族が管理して当該障害者の生活に充てられていないような場合、経済的虐待の可能性がある。適切に金銭管理をすることによって、入院費用等を支払うことができる場合、成年後見制度の利用も検討する必要があるかもしれません。

家族も生活に困窮している場合、家族に対する支援も検討する必要があります。

家族が生活に困窮していても、障害者の年金等を使い込んでいる状況がなければ、経済的虐待と判断はできないと考えます。

単に「面会に来ない」というだけではなく、入院手続きを一切行わない等、障害者本人に具体的な支障が生じている場合には、その状況により、放棄・放置に該当する場合があると考えます。

医療機関の視点からすれば、本来支払われるべき費用を家族が使用しているとなれば、問題視することは理解できる。具体的な改善の見通しを立てるために、話し合いの場を設ける方法が考えられます。

また、医療行為を必要としない状態となれば、退院しなければならなくなるため、退院後の生活も視野に入れて、今後の障害者やその養護者の生活を調整する必要があります。